

飼育者譲渡誓約書

私は、このたび、（ 犬 ・ 猫 ・ その他（ ） ）を譲り受けることになりましたが、次のことを守り、適正に飼養することを誓約します。

なお、譲り受けた動物に病気、逸走その他の問題が生じた場合はすべて私の責任において対処します。

- 1 動物の本能、生理等を理解して愛情をもって終生飼養します。
- 2 自宅が賃貸又は集合住宅の場合には、貸主等の同意を得ています。
- 3 犬にあつては、譲り受けた日から30日以内に狂犬病予防法に基づく狂犬病予防注射を受けさせるとともに犬の登録等の必要な手続きを行い、鑑札、注射済票及び迷子札を必ず犬に装着します。
- 4 猫にあつては必ず屋内飼養し、迷子札を装着します。
- 5 不妊去勢手術を必ず実施します。
- 6 マイクロチップを装着及び登録します。
- 7 食餌・物品の購入、予防接種、治療、投薬等の必要な経費を負担します。
- 8 関係する法令を守り、飼育者としての責任を十分に自覚して適正に飼養することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めます。
- 9 その他、山梨県動物愛護指導センターが行う調査及び指導等に協力するとともに、譲り受けた動物の飼養管理について不適正な事項があつた場合は改善の指示に従います。
- 10 譲り受けた日から6ヶ月以内に連絡票を送付します。

年 月 日

山梨県動物愛護指導センター所長 殿

氏 名



住 所

電話番号

保証人誓約書

私は、山梨県動物愛護指導センターから譲渡を受ける者（譲渡申請者：
： ）が譲渡を受けた動物（譲渡対象動物：
 ）の飼養が困難となった場合は、必ず譲渡申請者に代わり当該動物を飼養し、次のことを守り適正に飼養することを誓約します。

- 1 動物の本能、生理等を理解して愛情をもって終生飼養します。
- 2 自宅が賃貸又は集合住宅の場合には、貸主等の同意を得ています。
- 3 犬にあっては、譲渡申請者から譲り受けた日から30日以内に狂犬病予防法に基づく登録等の必要な手続き及び毎年の狂犬病予防注射を実施し、鑑札、注射済票及び迷子札を必ず犬に装着します。
- 4 猫にあっては必ず屋内飼養し、迷子札を装着します。
- 5 譲渡申請者が不妊去勢手術を実施していない場合は、必ず実施します。
- 6 マイクロチップの変更登録を必ず行います。譲渡申請者がマイクロチップの装着及び登録を実施していない場合は、必ず実施します。
- 7 食餌・物品の購入、予防接種、治療、投薬等の必要な経費を負担します。
- 8 関係する法令を守り、飼育者としての責任を十分に自覚して適正に飼養することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めます。
- 9 その他、山梨県動物愛護指導センターが行う調査及び指導等に協力するとともに、譲り受けた動物の飼養管理について不適正な事項があった場合は改善の指示に従います。
- 10 譲り受けた日から6ヶ月以内に連絡票を送付します。

年　　月　　日

山梨県動物愛護指導センター所長 殿

(保証人) 氏　　名



住　　所
電話番号

※添付書類

- ・ 飼養場所の見取り図、案内図
- ・ 本人確認書類（運転免許証等）の写し

誓約書

私は、このたび、犬又は猫を譲り受けることになりましたが、譲り受けるにあたり、山梨県動物愛護指導センターが次の日時に開催する適正飼養講習会を受講することを誓約します。

なお、許可なく当日の適正飼養講習会を受講しなかった場合は、譲り受けた動物を返還します。

1 適正飼養講習会名称

犬の譲渡前講習会 ・ 猫との暮らし方教室

2 受講する日時

年 月 日 ()

午前・午後 時 分

年 月 日

山梨県動物愛護指導センター所長 殿

氏 名



住 所

電話番号